

桜井ただし議長に対する不信任決議

地方議会における議長は、地方自治法第104条において、(1)議会の秩序保持権(2)議事整理権(3)事務統理権(4)議会代表権、という4つの権限が定められております。

この度の神田警察通りⅡ期工事に関する「区議会だより臨時号」の発行は、いずれの権限によって行使されたものでしょうか。

ちよだ区議会だより発行規程第3条の「議長が特に必要と認めたときは」とする臨時号の定めは、議員全員の総意に基づいて行使されることが前提です。

そのため、長い千代田区議会の歴史において、今回のように発行すること自体に対し賛否が分かれている中、発行が強行されたことなど、一度たりともありません。

にもかかわらず、去る9月28日の議会運営委員会では、複数の会派が発行することに賛成していないことが明らかになる中、賛成会派の意向にのみ基づき発行作業が進められたことは、議長に与えられた権限を逸脱するものです。

「区議会だより編集委員会」は編集のみを行うところであり、このような重要な提案を行う位置づけはありません。このような重要な権限を担う場とするのであれば、公式の委員会として区民に開かれた場とすべきでした。このたびはこの会議体を根拠に用い、複数の委員が議長に、発行に反対すると申し入れたにもかかわらず、公式にも扱わず無視をされました。

さらに、沿道整備のあり方についてこれまで議論してきた企画総務委員会に対し、発行について諮ることはもちろん、当該の委員に相談させることさえもしなかったため、区議会だよりの公平性を保つことができませんでした。

こうした議長の行為は、まことに残念なことであり、二元代表としての議会のあり方に禍根を残すことになりました。

この間の議長の行為は、議長が就任時に本会議場で約束した、開かれた議会と円滑な議会運営を目指すという宣言を自らが踏みにじるものであり、決して認めることはできません。

以上の通り、桜井ただし議長の行為は、本来あるべき不偏不党・中立公正な議会運営を旨とすべき議長の職責からかけ離れており、その有する権限を大きく逸脱していると言えます。

よって、ここに改めて桜井ただし議長に対する不信任を決議する。

令和4年10月19日

不信任
10/19 会

千代田区議会

桜井ただし議長に対する不信任決議

●上記の議案を提出する。

令和4年10月19日

提出者 千代田区議会議員

長谷川みえこ

小枝すみ子

岩田かずひと

岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議

令和4年9月21日千代田区議会第3回定例会において、岩田かずひと議員は一般質問の発言の中で、区職員を名指して「地域住民の求めた説明にも一切答えず(中略)逃げ回っていた」、また、職員が記録用に撮影していた行為を「盗撮」と断じたほか、「一企業の金儲けのために区とその企業が協議している」といった趣旨の発言をするなど、公開の場である議場に相応しくない発言を繰り返し、謝罪も発言の取り消しもしませんでした。

同議員はこれまでも、区内再開発を巡る問題発言の取り消し(令和元年第4回区議会定例会)や、質問内容の殆どがインターネット動画の転載であることに加えて出所を明示しない(令和3年第4回区議会定例会)など、不適切・不穏当な発言を繰り返しています。

さらに、令和4年第1回区議会定例会において、同議員は一般質問の発言の中で、「区役所は民間につけ込んで再開発事業を食い物にしている。」、「今の区、もしくは区職員は業者から何か便宜を凶ってもらっていることはないか。」などの個人的な憶測に基づく発言をし、本会議において「岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する猛省を促す決議」が議決される事態となりました。

しかしながら、同議員の不適切な言動は、再三にわたる注意や決議を経ても全く改善されずに繰り返されています。これは、議会の品位を重んじる義務を定めた会議規則第98条に反するものであり、断じて看過できません。

よって、区議会として岩田かずひと議員に対し、議員に相応しくない発言や行動をやめるよう強く求めるとともに、その責任を問い、厳しく非難するものであります。

以上、決議する。

令和4年10月19日

千代田区議会

議事日程（第6号）

令和4年10月19日 午後1時開議

- 第1 議案第42号 千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第53号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 ~~議案第54号~~ 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (16:6 (22))
- 第4 議案第55号 千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例

- 第5 議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について (15:6 (21))
- 第6 議案第58号 令和4年度千代田区一般会計補正予算第2号

- 第7 議員提出議案 岩田かずひと議員の本会議質問における発言に対する問責決議第7号 (14:5 (19)) 退席2
- 第8 議員提出議案 桜井ただし議長に対する不信任決議第8号 (3:20 (20)) 退席1

令和4年10月19日

千代田区議会議長

桜井ただし



インボイス
制度

請願

非営利等

消ヒ子覚
環子臣

12月

議案〇〇号「議長不信任決議案」に賛成の立場から討論します。

(区議会だより臨時号は議会の総意ではないこと)

最初になぜ私たち3会派プラス1議員が臨時区議会だよりの発行に反対し、編集作業にも加わらなかったのかについて述べたいと思います。

事実だけを記述するとしていますが紙面も限られておりどの事実を事実として掲載するのか意見が分かれることが予想できます。公平公正な事実の記載をどうするのかということです。最終的に多数決で内容を決めることになるでしょう。そうなると区議会だよりは議会の総意であるとの認識が区民にはありますので神田警察通り2期工事について多くの区民に誤った認識を与えてしまうことになります。そのことを私たちは恐れたからです。

例えば、神田警察通り二期工事について4月11日に区長は治道整備推進協議会と守る会の人達の協議を一方的に打ち切ったこと。協議会の議事録が10年間にわたり一切公開されなかったこと。神田警察通り賑わいガイドラインについて、参画協働のガイドラインに基づくパブリックコメントや説明会も一切行われなかったこと、また区のホームページの神田警察通り賑わいガイドラインも街路樹を残して整備するという記述が昨年9月議案提出のぎりぎりまでそのままであったことなどこれらも重要な事実であり、区は都市計画法が求めた住民合意のための適正な手続きを欠いたという事実であります。このことこそ、多くの区民にしてもらいたい事実ではないでしょうか。この度の区議会だよりにはこれらの事実は記載されたのでしょうか。

以上、最初になぜ発行に反対し編集作業にも加わらなかったその理由を述べました。また、この度の区議会だより臨時号は議会総意としての発行ではないことも合わせて申し上げます。

さて、議長不信任に賛成する理由であります。

(全会一致の慣例を破ったこと)

第一に、議会の運営や手続きに関することはこれまで全会一致を原則として千代田区議会が行ってきましたが、この度、議会だより臨時号について議長はこれまでの原則を破り初めて多数決により発行を決めたことです。代々の議長が議会の運営や手続きに関しては全会派一致で行ってきたという慣例を破ったことは重大であり不信任にあたります。

この度の議長が区議会だより発行を決めた理由として〇月〇〇日の議会運営委員会での「発行の中止を求める陳情審査」の結果であるとしていますが賛否はとらなかったものの全会派が意見を述べた二つの会派が発行に反対(陳情に賛成)、一会派が態度保留であり全会一致とならなかったのです。にもかかわらず結果が多数だったとして発行の判断の基としたことは重大であり、自治法104条に定められた議長の権限「議会を代表する権限」の濫用にあたる可能性があります。

ちなみに、⁷議会だより発行規定の第3条にある「議長は特に必要と認めるときは、臨時に区議会だよりを発行することができる」としてありますが、「議長はできる」という前に記載はありませんが、提案理由にもある通り「議員の総意に基づいて」初めてできるものであり、議長の独断や一部会派の賛成でできないことは当然であり多数決によることも同様であることも明らかであります。

(所管の企画総務委員会の関与がまったくないこと)

第二に、この⁸だより発行の提案が所管の企画総務委員会ではなく⁹だより編集委員会であったこと、そして発行について企画総務委員会に図られることもなかったことであります。

神田警察通り二期工事の事情を一番よく知る常任委員会がまったく関与してないことはありえないことです。本来は所管の常任委員会委員の総意により発行の提案があり議長に申し入れるべきです。

確かに案ができた際、正副委員長に確認するとされましたが、委員会で正副に一任するという手続きもなされてなく、各派協で報告があった通り正副に確認した際、意見が分かれ副委員長は発行に反対であったとのこと。

議長として発行に関して所管の常任委員会で合意があるのか確認するという行為を怠ったことは重大な手続き上のミスです。一点目に述べました多数決による発行につながったともいえるからであります。

以上、議長不信任案に賛成の理由を述べました。満場一致賛成していただくことをお願い申し上げます。討論を終わります。

ありがとうございました。

議員提出議案第8号につきまして、

提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、

案文の朗読をもってかえさせていただきます。

桜井ただし議長に対する不信任決議

地方議会における議長は、地方自治法第104条において、(1)議会の秩序保持権 (2)議事整理権 (3)事務統理権 (4)議会代表権、という4つの権限が定められております。

この度の神田警察通りⅡ期工事に関する「区議会だより臨時号」の発行は、いずれの権限によって行使されたものでしょうか。

ちよだ区議会だより発行規程第3条の「議長が特に必要と認めたときは」とする臨時号の定めは、議員全員の総意に基づいて行使されることが前提です。

そのため、長い千代田区議会の歴史において、今回のように発行すること自体に対し賛否が分かれている中、発行が強行されたことなど、一度たりともありません。

にもかかわらず、去る9月28日の議会運営委員会では、複数の会派が発行することに賛成していないことが明らかになる中、賛成会派の意向にのみ基づき発行作業が進められたことは、議長に与えられた権限を逸脱するものです。

「区議会だより編集委員会」は編集のみを行うところであり、このような重要な提案を行う位置づけはありません。このような重要な権限を担う場とするのであれば、公式の委員会として区民に開かれた場とすべきでした。このたびはこの会議体を根拠に用い、複数の委員が議長に、発行に反対すると申し入れたにもかかわらず、公式にも扱わず無視をされました。

さらに、沿道整備のあり方についてこれまで議論してきた企画総務委員会に対し、発行について諮ることはもちろん、当該の委員に相談させることさえもしなかったため、区議会だよりの公平性を保つことができませんでした。

こうした議長の行為は、まことに残念なことであり、二元代表としての議会のあり方に禍根を残すことになりました。

この間の議長の行為は、議長が就任時に本会議場で約束した、開かれた議会と円滑な議会運営を目指すという宣言を自らが踏みにじるものであり、決して認めることはできません。

以上の通り、桜井ただし議長の行為は、本来あるべき不偏不党・中立公正な議会運営を旨とすべき議長の職責からかけ離れており、その有する権限を大きく逸脱していると言えます。

よって、ここに改めて桜井ただし議長に対する不信任を決議する。

令和4年10月19日

千代田区議会

満場一致、ご議決いただきますよう

お願い申し上げまして、

提案理由の説明といたします。